

さくら市告示第96号

さくら市脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月11日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内中小企業者の脱炭素化を促進し、温室効果ガスの排出量削減を図るため、中小企業者が実施する脱炭素経営に係る取組に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) S B T パリ協定（平成28年条約第16号）第2条第1項（a）に規定する長期的な気温に関する目標（世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、摂氏1.5度高い水準までのものに制限することをいう。）と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (3) 中小企業向けS B T認定 認定機関であるS B Tイニシアティブが、中小企業の設定するS B Tについて審査し、国際的な基準に適合することを認定し

たものをいう。

- (4) 省エネ診断 経済産業省資源エネルギー庁の地域エネルギー利用最適化取組支援事業で採択された団体が実施する、省エネルギーのための改善提案及び支援をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
(2) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) さくら市暴力団排除条例（平成23年さくら市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（第7条及び第8条において「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業向けS B T認定の取得に係る事業（以下「中小企業向けS B T認定取得事業」という。）
(2) 省エネ診断の実施に係る事業（以下「省エネ診断実施事業」という。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に定める経費とする。

- (1) 中小企業向けS B T認定取得事業 中小企業向けS B T認定の取得に係る業務を外部に委託した費用及び申請に要した費用
(2) 省エネ診断実施事業 省エネ診断に要した費用

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体等から補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 中小企業向け S B T 認定取得事業 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
 - (2) 省エネ診断実施事業 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (事業の実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(事業の認定)

第8条 補助対象事業の認定を受けようとする補助対象者は、脱炭素経営推進事業者支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により申請された事業を補助事業として認定した場合は、経営活性化支援事業認定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 中小企業向け S B T 認定取得事業
 - ア 認定の取得に係る認定機関への申請書の写し
 - イ 認定の取得を証する書類の写し
 - ウ 認定の取得に係る業務を外部に委託した費用の額の記載がある書類の写し
 - エ 認定の申請に要した費用の額の記載がある書類の写し
 - オ 個人事業主であることが確認できる書類（補助金の交付を受けようとする者が法人の場合は登記事項証明書）
- (2) 省エネ診断実施事業
 - ア 省エネ診断の結果報告書の写し
 - イ 省エネ診断に要した費用の額の記載がある書類の写し

ウ 個人事業主であることが確認できる書類（補助金の交付を受けようとする者が法人の場合は登記事項証明書）

2 前項の規定による申請は、次の各号に定める期日までに行わなければならない。

(1) 中小企業向け S B T 認定取得事業 中小企業向け S B T 認定を取得した日から1年以内

(2) 省エネ診断実施事業 省エネ診断の結果報告書を受領した日から1年以内（交付の決定等）

第10条 市長は、規則第5条及び第16条の規定により交付の決定及び額の確定をしたときは、脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときは脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、前条の規定により通知を受けた者が規則第17条第1項に規定するもののほか、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（交付の請求）

第12条 第11条の規定により通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) さくら市脱炭素経営推進事業者支援事業費補助金交付決定兼額の確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第13条 市長は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（市への協力）

第14条 申請者は、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について、可能な限り協力するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。